

(1) 「第4期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画」の策定について

(1) - ② 社会福祉法改正と佐世保市のこれまでの取り組み

社会福祉法の改正について

■ 背景

- 平成28年の日本一億総活躍プランの中ではじめて「地域共生社会」の実現がという文言が盛り込まれました。この実現に向けた動きの中で改正がなされました。
- 「地域共生社会」とは、子ども、障がい、高齢者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のことです。このため、支え手、受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するものとされています。これは、地域での暮らしを構成する幅広い関係者による“参加と協働”が求められる取組みといえます。
- これらの動向および考え方については、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきていることや、対象者別・機能別に整備されてきた公的支援についても、昨今様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援が必要とされる状況が見られ、これまでの支援では対応困難なケースが浮き彫りになっていることが背景となっています。

■ 平成29年 社会福祉法改正のポイント

- 地域福祉推進の理念が規定され、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が規定されました。
- また、理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されています。

- (1) 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- (2) 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくり

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられました。

※法律の公布後3年を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果にもとづいて所要の措置を講ずる旨を規定。

■令和2年 社会福祉法改正のポイント

- 平成29年改正時の交付後3年（令和2年）の見直し規定に基づき、市町村における包括的な支援体制の整備を進めるにあたり、主に次の点が改正されました。

「重層的支援体制整備事業」の実施（社会福祉法第106条の4ほか）

≪重層的支援体制整備事業とは≫

8050問題やごみ屋敷、ひきこもりなど、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、以下の3つの支援を一体的に実施する事業。

相談支援

各属性に関する相談支援を一体として実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める

参加支援

本人のニーズと地域資源の間を取り持つことで、本人・世帯の状態に寄り添って社会とのつながりを回復する

地域づくりに向けた支援

地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援

- この改正に伴い、市町村地域福祉計画に記載すべき事項についても、包括的な支援の提供についての記載が改正されています。

社会福祉法第107条抜粋（市町村地域福祉計画）

市町村は地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

第1項～4項 略

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

佐世保市のこれまでの取り組み

■ 地域福祉計画に基づく地域福祉事業の推進

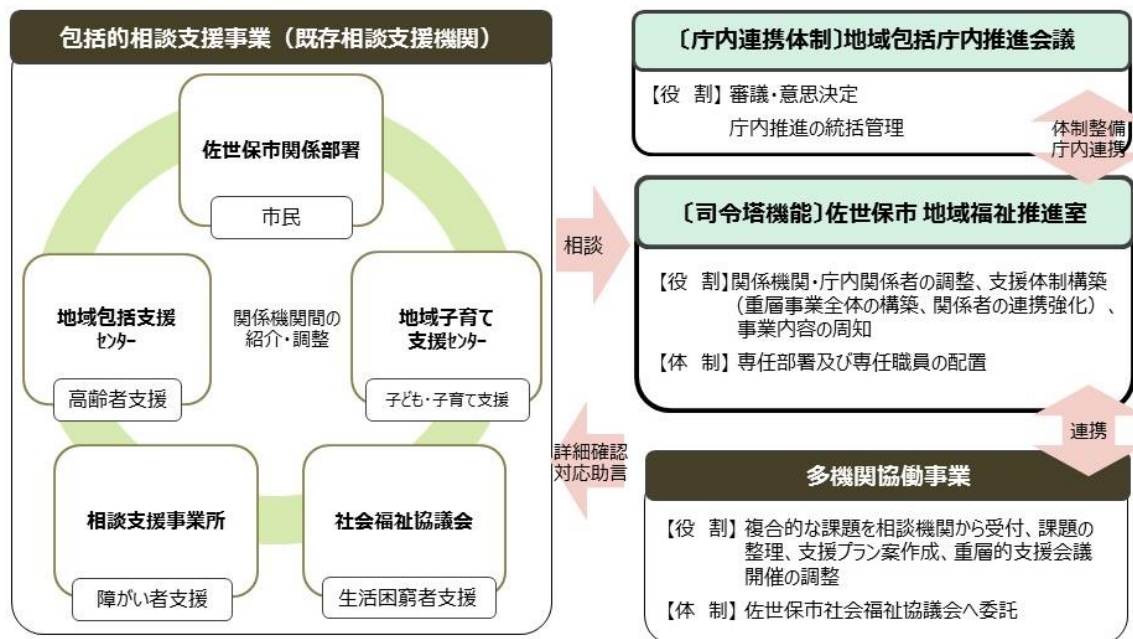
- 本市では平成21年度から計画を策定しており、佐世保市社会福祉協議会と共に本市の地域福祉を推進してきました。

第1期計画期間	：	平成21年度	～	平成25年度
第2期計画期間	：	平成26年度	～	平成30年度
第3期計画期間	：	令和元年度	～	令和5年度
第4期計画期間	：	令和6年度	～	令和10年度（今年度策定）

■ 包括的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）に係る取組

- 包括的支援体制の整備については、本市としてもその必要性を認識し、重層的支援体制整備の整備に向けた取組みを進めています。
 - 令和4年度に地域連携準備室を設置し、本格検討に向けた準備を進める。プロジェクトチームを立ち上げ検討開始。
 - 令和5年度から移行準備事業実施。地域福祉推進室に機構改革。
 - 令和7年度からの本格実施に向けて検討を進める。

≪佐世保市における推進体制≫



《体制整備に係る作業工程》

令和4年度

- ・重層的支援体制整備事業への移行準備事業についての庁内協議
- ・社会福祉協議会などの福祉関係団体との協議

令和5年度
～6年度

- ・重層的支援体制整備事業の一部実施
- ・重層的支援体制整備事業の全部実施に向けた庁内協議
- ・重層的支援体制整備事業実施計画の策定

令和7年度～

- ・重層的支援体制整備事業の全面実施